

<スポーツ仲裁に関する規則>

公益財団法人奈良県スポーツ協会が開催するスポーツ振興事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

令和2年4月1日

公益財団法人奈良県スポーツ協会